

募集届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

株式会社近畿経済産業

代表取締役 経済 太郎

住所 大阪府大阪市中央区 1-5-44

電話番号 06-6966-6000

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

I. 会員制事業者に関する事項

1. 会員制事業を行うのに必要な資金の額及び調達方法

		金 額
必要な資金の額		102.4 百万円
調 達 方 法	自己資金	百万円
	預託金	65.0 百万円
	借入金	百万円
	その他	37.4 百万円
	合 計	102.4 百万円

法対象となる新規募集、追加募集分の金額及び締結予定数を計算して記載。同一会員に対する単なる会員権の分割に係る額などについては記載しない。

注) 「その他」は、入会金及び入会金に係る消費税。

その他の調達方法により調達する場合はその内容を注記により記載。

分割に係る記載方法はケースバイケース。必ず事前相談が必要。

2. 指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

	権利関係の内容	権利の存続期間
土地に係る権利	借地権：通産 誠 ほか9名 計500,000㎡	平成15年5月1日から 20年
	借地権：経産 隆 ほか6名 計200,000㎡	平成14年5月1日から 30年
その他の権利	賃借権（クラブハウス）：(株)通商産業	平成27年5月1日から 10年

占有施設の所有者の名前及び規模について、権利の契約毎に記載。権利関係の内容については、賃借権、借地権、施設利用権などがある、権利の存続期間は始期と終期が分かるよう記載。

3. 会員制事業者の資本金の額又は出資の総額

資本金の額又は 出資の総額	100 百万円
------------------	---------

4. 主要株主の氏名又は名称

(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数 又は出資の金額	割合
通産 太郎	500 株	50 %
通産 花子	150 株	15 %
(株)通商産業	100 株	10 %

発行済株式の総数の10%以上所有している者を記載。10%以上の株主が全くいない場合は「該当なし」と記載。

5. 他に行っている事業の種類

スポーツ施設提供業（スキー場）

登記上記載されている事業を記載。
日本標準産業分類細分類にて記載。わからない場合は、定款に記載されている事業目的のうち、主に行っている他の事業を記載。

6. 会員契約代行者をして会員契約の締結の代理又は媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社 契約代行 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
代表取締役 代行 太郎

会員契約代行者がない場合は、「該当なし」と記載。

Ⅱ. 会員契約に関する事項

1. 指定役務の内容

事 項	内 容
指定役務に係る施設の所在地	兵庫県〇〇市△△町××番地 (近畿経済産業カントリークラブ)
指定役務に係る施設のホール数	18ホール
指定役務に係る施設の敷地面積	1,200,000㎡

注) 利用できるサービス・施設等

練習場、クラブハウス、レストラン、駐車場

※レイアウト図、ヤーデージ表については、別添資料参照。

施設の所在地に施設の名称を記載することが望ましい。

指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約とする場合はその内容及び開設予定の時期を注記で記載。また、指定役務の施設の概要がわかる図を添付。この場合、コース配置図（レイアウト図）のほか、各ホールの合計距離及び合計パー数が明らかとなる資料を添付。

2. 指定役務に係る施設についての計画の内容

事 項	計画の内容
施設の開設予定日	既設（昭和60年1月10日）
ゴルフ場のホール数	—
ゴルフ場の敷地面積	—
会員契約に係る施設のうちゴルフ場に附帯して利用に供される施設	練習場、クラブハウス、レストラン、駐車場 (昭和60年1月10日既設)

基本的には開設予定の施設を記載する欄であるが、開設済みの場合は、既設（開設年月日）を枠内に記載。

3. 会員の数についての計画

会員の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
正会員	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
平日会員	30 口	当ゴルフ場の休業日、土・日・祝祭日を除く日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （100万円）	50 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）
正会員（分割） （150万円）	100 口	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。（1名記名式）

※会員数（令和〇年〇月〇日現在）：500名（正会員：400名、平日会員：100名）

※既存会員権分割については、以下のとおり。

- ・ 預託金額面200万円の会員50名に対し、2口への分割を案内。
- ・ 預託金額面450万円の会員50名に対し、3口への分割を案内。

会員は計画している会員数を権利毎に全て記載。ここでいう会員とは、50万円以上の金銭を支払って契約を締結し、指定役務の提供を受ける者をいう。また、提供される役務の内容については、利用日などの利用条件、法人会員の場合は利用可能人数も記載。

4. 契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及びその計画の内容

契約者の種類	契約締結予定数	提供される役務の内容
特別会員	10名	当ゴルフ場の休業日を除く全日において、ゴルフ場施設の利用が可能。

ここでいう契約者とは、50万円未満の金銭を支払って契約を締結し、指定役務の提供を受ける者をいい、これに該当する場合は名称が会員であっても契約者と位置づける。

5. 指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容

会員が同伴し、又は紹介したビジター及び会社の定める一定の条件の下で会員以外も施設を利用できる。

ここでは、会員、契約者以外の者、一般的にはビジターとして会員制事業者と契約を締結せずに指定役務に係る施設を利用する者をいう。

6. 拠出金の種類及び額

会員の種類	入会金	預託金	その他の金銭	合計
正会員	500千円	1,000千円	50千円	1,550千円
平日会員	300千円	500千円	30千円	830千円
正会員（分割） （100万円）	—	1,000千円	—	1,000千円
正会員（分割） （150万円）	—	1,500千円	—	1,500千円

注）「その他の金銭」は、入会金に係る消費税。

拠出金とは、入会金、預託金、保証金などその名称を問わず、会員が会員制事業者と会員契約を締結して支払う金銭をいう（株券の取得に対して支払う金銭は除く）。また、同じ種類の会員であっても、拠出金の種類又は額が異なる場合は、区分して記載し、その他の金銭がある場合にはその内容を注記により記載。

7. 会員に預託金を支払わせる場合にあっては預託金の額及び据置期間並びに返還を担保する措置の有無等

会員の種類	預託金額(a)	預託金据置期間	契約締結予定数(b)	合計金額(a×b)
正会員	1百万円	15年	50口	50百万円
平日会員	0.5百万円	15年	30口	15百万円
正会員（分割） （100万円）	1百万円	分割契約日より 10年	50口	50百万円
正会員（分割） （150万円）	1.5百万円	分割契約日より 10年	100口	150百万円
担保措置の有無		無し		

預託金とは、拠出金のうち、会員制事業者が会員に対して将来返還することを約束する金銭をいい、同じ種類の会員であっても金額及び据置期間が異なる場合は、区分して記載。

8. 会員契約の変更に関する事項

会員契約及び会則は、理事会の決裁を得て、当社が変更することができる。

9. 会員契約の解除に関する事項

(1) 会員の数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容

「定めなし」 定めがない場合は、「定めなし」と記載。

(2) その他会員契約の解除に関する事項（クーリング・オフを含む。）

- ①会員は法第5条第2項に基づく書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は会員から書面により契約の解除を行うことができる。
- ②上記の契約の解除があったときは、当社は、当該契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求しない。
- ③上記の契約の解除は、当該契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる。
- ④上記の解約があった場合には、当社は、既に当該会員契約に基づき役務が提供されたときにおいても、会員に対し、当該役務の提供により得られた利益に相当する金銭の支払を請求しない。
- ⑤次の事由に該当する会員に対し、当社は当該会員を除名して会員契約を解除することができる。
 - ・本クラブの名誉を毀損し、又は秩序、エチケットを乱す行為があったとき
 - ・本クラブの会則に違反したとき
 - ・年会費その他諸支払いを3か月以上怠ったとき
 - ・暴力団等反社会的勢力に属すると判断される時。

(2)①及び②は、法第12条に基づくクーリング・オフ規定のため、内容の変更は認められない。また、(2)⑤の記載例では、各自治体の暴力団排除条例に基づき、何らかの形で盛り込むことが望ましい。

10. 損害賠償の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

定めなし

定めがない場合は、「定めなし」と記載。

11. 会員契約に基づく会員の債権に関する事項

区 分	有無	具体的内容
譲渡に関する定め	有	会員の資格は、一定期間を経過した後、譲渡することができる。ただし、譲渡を受ける者は、入会に際し、所定の手続きを経て会社及び理事会の承認を得なければならない。
相続に関する定め	有	個人会員が死亡した場合は、相続人の一人が所定の手続きを経て会社及び理事会の承認を得なければならない。
譲渡に関するあつせん	無	

12. 指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容

以下の場合には、役務の提供はできない。

- ①満員のためスタート時間に余裕がないとき
- ②クラブの休業日
- ③クラブの都合でクローズしたとき
- ④会則により会員の資格を一時停止又は除名したとき